

# 第④章 施策内容

## 基本目標Ⅰ 性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり

### 成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査」に基づきます。

- ①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方について、「どちらかといえば反対」「反対」と答えた人の割合  
 現況値：43.9% → 目標値：65.0%
- ②男の子、女の子と区別せず育てた方がよいと答えた人の割合  
 現況値：38.1% → 目標値：50.0%
- ③学校教育の場における平等感（学校教育の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）  
 現況値：53.7% → 目標値：70.0%
- ④LGBTという言葉の意味・内容を知っている人の割合  
 現況値：42.3% → 目標値：70.0%

### ① 人権を尊重する意識の醸成

学校・地域・家庭・職域その他の様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、基本的人権を尊重し、女性の人権をはじめとする各種人権課題に対しては、自分で考えて行動できる市民の意識づくりのため、人権啓発及び人権教育を推進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 人権全般に関する啓発	人権に関する展示や広報誌を活用した情報提供、人権擁護委員と連携した啓発活動等を行い、人権を尊重する意識の醸成に努めます。 <b>指標</b> 人権に関する啓発回数	市民協働課	1
B 人権相談の充実	「女性の人権ホットライン」等法務省が開設する人権関係相談窓口を周知するとともに、本市においても人権擁護委員相談を開設し、人権に関する相談ができる環境の充実に努めます。 <b>指標</b> 市内においての人権相談開設回数	市民協働課	2
C 人権教育の充実	人権週間等を中心に、校長講話、児童生徒集会、学級活動等に取り組み、児童・生徒の人権意識を高めます。	学校教育課	3
	保育士の人権意識の向上に努め、人権尊重を視点に入れた保育を推進します。	こども課	4

## ② 男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消

性別に対する固定的な意識は解消しつつありますが、全国調査結果より固定的意識の解消は下回っており、いま一步踏み込んだ解消の促進が必要です。あらゆる分野においてジェンダー視点を確保し、性別によって不平等や不利益はないか、制度上は平等だが慣習慣行などで利用の性別が偏っていないかなどを見極め、社会の偏った状態を積極的に改善する行動がとれる意識づくり・人づくりが重要です。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A ジェンダーに対する 固定的意識解消の啓発	講座等の開催や情報誌の発行、市ホームページや情報コーナーの整備・活用等を行い、ジェンダー平等に関する情報を提供し、性別に対する固定的役割分業意識の解消に向けた啓発を行います。 <b>指標</b> 人権・男女共同参画情報コーナー図書貸出数	市民 協働課	5
	図書館と連携し、男女共同参画週間等にあわせ、関連図書の紹介等を行います。	市民 協働課	6
B 印刷物等のジェンダー 平等に配慮した表現	市が発行する印刷物等について、「にっしんの表現指針」に基づくジェンダー平等に配慮した表現の徹底を市職員に周知します。また、市民及び市職員に対し男女平等に関する施策についての苦情を申し出ることができる苦情処理制度の周知を図ります。	市民 協働課	7
	広報やホームページに掲載する情報の表現について、ジェンダー平等の配慮を徹底します。	情報 広報課	8
C ジェンダー平等の視点を 確保した制度慣行等の 見直しができる市職員意識の 向上	あらゆる分野においてジェンダー平等の視点を確保し、制度慣行等の見直しができるよう、研修等を通じて市職員意識の向上を図ります。 <b>指標</b> 市職員向け男女共同参画研修参加者数（累計）	市民 協働課	9
	市職員に対しハラスメントについてのガイドラインを示すとともに、ハラスメントの相談や防止講座等の実施等必要な対策に取り組み、市職員意識の向上を図ります。	人事課	10
D ジェンダー統計の整備	ジェンダー統計の整備を行うよう、市職員に周知するとともに、そのデータを制度慣行の見直し等、男女共同参画社会の形成促進に活用します。	市民 協働課	11
	市民意識調査にジェンダー平等に関する設問を盛り込み、隔年で調査を実施し、その結果を市民に報告します。	企画 政策課	12

**ジェンダー(gender)**:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいう。一方、生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)と区別される。

**ジェンダー視点**:ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

**ジェンダー統計**:男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。

### ③ 教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進

教育・学習の場において、ジェンダー平等は隠れたカリキュラムとして存在していることが多くあります。次代を担う子どもたち一人ひとりが輝き活躍できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画について学び考える機会を提供します。

また、教職員・講師・保護者・地域関係者などの教育・学習活動に関わる大人の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などにより、性別への固定的で偏った価値観を再生産しないよう、ジェンダー平等の視点を確保した教育・学習活動を推進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 教職員へのジェンダー平等視点確保に向けた取り組み	教職員に対して、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等への「気づき」を促すための、研修等の参加機会を充実します。	学校 教育課	13
	教育関係者に対し、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等を知る機会を提供し、「気づき」を促します。	市民 協働課	14
B ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み	小中学校における男女混合名簿の作成・使用を継続するとともに、性別に偏った慣行等を見直します。また、児童・生徒が性別にかかわらず自身の個性や能力を活かすことができるよう、自らの将来のあり方について考える機会を作ります。	学校 教育課	15
	人権・男女共同参画モデル校を毎年指定し、小中学校でのジェンダー平等意識の向上を図ります。また取り組み成果の情報の提供に努めます。 <b>指標 人権・男女共同参画研究校（全13校）の指定</b>	市民 協働課	16
C ジェンダー平等を踏まえた保育現場での取り組み	保育園等において、性別にとらわれない、一人ひとりの個性を尊重した教育を推進していきます。また、保育士に対して、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等への「気づき」を促すための、研修等への参加機会を充実します。	こども課	17
D 学習機会でのジェンダー平等の取り組み	性別に偏りなく参加しやすい内容等、ジェンダー平等の視点を持った運営を行います。	生涯 学習課	18

**隠れたカリキュラム:**教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄。学校・学級の場の在り方や、雰囲気といったもの。

## ④ 多様な性や生き方への理解促進

性のあり方によって、偏見や差別を受けることはあってはなりません。多様な性のあり方（SOGIの考え方等）について理解を促進し、性のあり方を理由とした偏見や差別、不平等を積極的に是正できる市民などを増やすための啓発を進めます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 性的マイノリティへの理解促進	性の多様性や性的マイノリティ（LGBT等）への理解を促進するため、情報提供に努めます。また、市職員への研修等を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度等の調査研究を行います。	市民協働課	19
	<b>指標</b> 多様な性に関する啓発実施回数		
	児童・生徒に対し、性の多様性や性的マイノリティ（LGBT等）への理解を促すとともに、相談があった場合には、相談体制を周知します。	学校教育課	20
B 性的マイノリティの相談先の確保	電話等専門相談窓口の周知に努めるとともに、人権相談等各種相談窓口で相談に応じます。	市民協働課	21

**SOGI**:Sexual Orientation and Gender Identity(性的指向と性自認)の頭文字をとったもの。「LGBT」は特定の人を示すのに対し、異性愛や身体と心の性が一致している人も含め、すべての人の属性を示す言葉。

**LGBT**:LGBTはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字で、性の多様性を表す言葉のひとつ。セクシャル・マイノリティ(性的少数者)と同じような意味として使われることも多い。

## 基本目標Ⅱ さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり

### 成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査」に基づきます。

⑤女性の意見が、市政に反映されていると答えた人の割合（「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合）

現況値：36.6% → 目標値：50.0%

⑥地域活動の場における平等感（地域活動の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）

現況値：35.8% → 目標値：55.0%

### ① 政策・方針決定の場における男女平等の推進

本市人口の約半数は女性であり、女性も男性も政策・方針決定の場にもともに参画し責任を担っていく必要があります。女性の参画を一層促進するとともに、性別に偏りがある分野においては、積極的にジェンダーバランスを確保していきます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 市附属機関等における女性委員の登用促進	<p>審議会等において、女性の割合を増やし、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、ひとつの性に偏らない委員の登用を行います。</p> <p><b>指標</b> 審議会等への女性登用率</p> <p><b>指標</b> 女性委員がいる審議会等の割合</p>	市民協働課	22
B 女性管理職の登用促進	<p>性別にとらわれることなく、能力を有する市職員を昇任させるとともに、市女性職員を対象としたキャリアアップ研修、管理・監督者向け研修を実施します。</p> <p><b>指標</b> 市一般職員の管理職（主幹級以上）のうち女性の占める割合</p>	人事課	23
	<p>性別にとらわれることなく能力を有する教員を管理職（校長・教頭）や主任等（主幹教諭、教務・校務主任）に登用します。</p> <p><b>指標</b> 市内小中学校における女性教員の管理職部門（校長・教頭）への登用率</p> <p><b>指標</b> 市内小中学校における女性教員の主幹・教務・校務主任への登用率</p>	学校教育課	24

## ② 地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進

地域・市民活動などを将来に向け持続可能なものとするために、継続的な啓発を行いながら、多様な人材が活躍する第一歩として、代表や役員への女性の参画について働きかけるとともに、性別に偏りがある分野などにおいては積極的にジェンダーバランスを確保できるよう働きかけを行います。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 自治会等地域活動における ジェンダー平等の推進	自治会等地域活動の場において、女性が責任のある立場に就き、意思決定の場へ参画できるよう、固定的な役割分担を見直す働きかけを行います。 <b>指標</b> 女性区長・自治会長の割合	市民 協働課	25
B 家庭教育活動の場における ジェンダー平等の推進	家庭教育推進委員会・PTAに対し、女性が団体の長等責任のある立場に就く等、今までの慣行にとらわれず、ジェンダー平等の視点で運営・活動するように働きかけます。 <b>指標</b> 家庭教育推進委員会における女性代表割合	生涯 学習課	26
C 市民活動の場における ジェンダー平等の推進	市民活動拠点を中心に、市民活動における女性リーダーの活動を支援するとともに、男女共同参画をテーマとする団体の支援を行います。 <b>指標</b> 市民活動拠点利用登録団体の内、女性が代表者の団体割合 <b>指標</b> 市民活動拠点利用登録団体の内、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動の登録がある団体数	市民 協働課	27

## 基本目標Ⅲ 性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり(女性活躍推進法市町村推進計画)

### 成果指標

※この数値は「日進市市民意識調査」及び本市「男女平等に関する市民意識調査」に基づきます。

- ⑦職場における平等感（職場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）  
 現況値：21.8% → 目標値：40.0%
- ⑧家庭生活における平等感（家庭生活上で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）  
 現況値：25.3% → 目標値：50.0%
- ⑨日進市は安心して子育てができる環境であると答えた人の割合（「思う」「おおむね思う」と答えた人の割合）  
 現況値：62.5% → 目標値：75.0%
- ⑩ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味・内容を知っている人の割合  
 現況値：35.7% → 目標値：65.0%

### ① 女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活への参画促進

女性の職業生活における活躍推進：社会経済活動の担い手として、女性が職業生活において活躍するため、自らをエンパワーメントするための機会提供や意識啓発を行います。

男性の家庭生活への参画促進：家庭生活の担い手として、男性が家事・育児・介護などを自発的に担い円滑な家庭生活を営むことのできる意識や経験づくりを進めます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 女性が職業生活を営むためのエンパワーメントの支援	女性のための起業支援セミナーや再就職支援セミナー、女性のためのキャリアアップ講座等を実施し、女性のエンパワーメントの機会を創出します。 <b>指標</b> 日進市地域職業相談室を利用した女性就職者数	産業振興課	28
	展示や広報誌、図書等を活用し、女性が円滑な職業生活を営むための情報の提供や、女性のエンパワーメントについて働きかけます。	市民協働課	29
	母親向け再就職・キャリアアップ講座や相談会等を子育て総合支援センターで実施し、女性のエンパワーメントを支援します。	子育て支援課	30
	社会人の学び直しを支援するため、連携大学の公開講座や社会人カリキュラム等の情報を提供し、リカレント教育を推進します。	市民協働課	31

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
B 女性が活躍できる職場づくり	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法等、女性が職業生活を円滑に営むための情報をパンフレット等を活用し、企業・市民に提供します。 <b>指標</b> 市内の「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	産業 振興課	32
C 男性の家庭参画促進意識啓発	展示や広報誌、図書等を利用した男性の子育てや家事参画についての情報発信を行い、男性の家庭参画についての意識啓発を行います。	市民 協働課	33
D 男性の家庭生活参画機会の提供	講座等を開催し、男性が家事・育児に関わるきっかけとなる機会を提供します。 <b>指標</b> 男性の家庭参画促進講座開催数	市民 協働課	34
	パパママ教室を定期的実施し、妊娠・出産・育児に対する父親の理解を深め、子育てに参画するための機会を提供します。 <b>指標</b> パパママ教室への男性参加者数	健康課	35
	父親向け子育て講座を開催し、男性の子育て参画のための機会を提供します。 <b>指標</b> 父親向け子育て講座の参加者数	子育て 支援課	36
	市内の公共施設において、保護者の性別にかかわらず使用できる授乳及びおむつ替えスペースの設置力所数を増やします。	財務 政策課	37
E 市職員に向けた参画促進	市職員に対し女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、推進に努めます。 <b>指標</b> 市職員の各役職段階における女性割合	人事課	38

**エンパワーメント:**個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力を身につけること。自分自身のポテンシャルが最大限発揮できるよう、自らの意思と能力を高め、政治・経済・社会などにおいて主体的な存在となり、行動していく力をつけていくこと。

**リカレント教育:**職業上必要な知識・技術を修得するために、フルタイムの就学とフルタイムの就職を繰り返すこと。日本では一般的に、リカレント教育を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。



## ② 子育て・介護に対する支援

性別にかかわらず職業生活と家庭生活の両立を円滑で継続的に可能とするために必要な環境整備などの支援を行います。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 子育てと仕事の両立支援	<p>良好な保育環境の維持や保育需要の多様化に対応するため、既設施設の改修・拡充及び、一時保育、長時間保育、病児保育等について、計画的な充実を図ります。</p> <p><b>指標</b> 保育園定員数</p>	こども課	39
	<p>放課後子ども総合プランの実施及び民間児童クラブの運営補助を行い、就学児童の居場所を確保することで、保護者の子育てと仕事の両立を継続的に支援します。</p> <p><b>指標</b> 放課後児童クラブ定員数</p>	子育て支援課	40
B 介護と仕事の両立支援	<p>家族全体で介護と仕事の両立ができるよう支援するため、介護サービス基盤を整備し、必要なサービスを受けるための申請方法や制度を周知します。</p>	介護福祉課	41
	<p>介護教室等を実施し、円滑に介護を行うことができるよう支援します。また、介護者の交流の場等を創出し、介護者の心身の健康に繋がります。</p> <p><b>指標</b> 主な介護者の男性割合</p> <p><b>指標</b> 介護講座参加者の男性割合</p>	地域福祉課	42
C 市職員が仕事と育児・介護を両立するための支援	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、推進します。</p> <p><b>指標</b> 市男性職員の育児休業取得率</p> <p><b>指標</b> 市男性職員の子の出生時における特別休暇取得率</p>	人事課	43

### ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

個人・家庭・地域・仕事など一人ひとりが営む生活を大切に、バランスを保つことができる意識づくりを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 企業に向けた啓発	多様な就業形態の導入や労働時間の短縮、有給休暇の取得促進等、労働者のワーク・ライフ・バランスを推進するために企業への呼びかけを行います。 <b>指標</b> 市内のファミリー・フレンドリー企業の登録数	産業 振興課	44
	ワーク・ライフ・バランス、女性活躍等を推進する事業所に対し、公共調達において優遇することで、企業にインセンティブを与えます。	行政課	45
B 市民に向けた啓発	市民に向けて、仕事・家事・育児・介護等のバランスに配慮した働き方に関する周知・啓発等を行います。	市民 協働課	46
C 市職員に向けた啓発	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上に取り組みます。 <b>指標</b> 年間 360 時間以上時間外勤務を行う市職員数	人事課	47

**ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)**:誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活が送れる状態のこと。

**ファミリー・フレンドリー企業**:労働者の仕事と家庭の両立に配慮し、多様で柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本とし、具体的には、「仕事と育児・介護とが両立できるさまざまな制度をもち、かつ実際に労働者に利用されている」などの取り組みを行っている企業のこと。

**インセンティブ**:意欲を引き出すことを目的として外部から与えられる刺激のこと。動機づけ。

## 基本目標Ⅳ 性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり

### 成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査」に基づきます。

① 「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（女性）

現況値：68.3% → 目標値：80.0%

② 「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（男性）

現況値：55.0% → 目標値：70.0%

### ① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは女性の健康を考える上で、重要な視点のひとつです。性別にかかわらず性と生殖に関する正しい知識を身につけ、女性が生涯にわたり、自らの健康について自己決定できる支援が必要です。

また、正しい知識のもと、妊娠・出産などにおいて相手を尊重したよりよい協力関係を保ち、性暴力を未然に防止するとともに、安心して妊娠・出産することができる環境づくりが必要です。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 妊娠・出産に関わる女性への健康支援	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時にすべての妊婦と面接し状況確認し個々に合わせた相談・指導をします。また、妊産婦健康診査による母子の健康管理、教室やパンフレット等による正しい知識の普及啓発、個別相談、家族支援がなく育児不安が強い等専門的支援が必要な人に対する産後ケアの実施等、安心して出産・育児ができる体制を整えます。また、子どもを望む夫婦への一般不妊治療費助成を行います。 <b>指標</b> 妊産婦健診受診率	健康課	48
B 性別特有の疾病に対する予防支援	乳がんや子宮頸がん、骨粗しょう症等性別特有の健康課題に対する予防や支援を行います。 <b>指標</b> 女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）の受診率 <b>指標</b> 骨粗しょう症検診の受診者数	健康課	49
	若い世代から、男女の身体的特性に合わせた健康診査を実施します。	健康課	50
	対象者に個別通知を行い、身近な地域の医療機関で受診できることにより、男女ともに健診が受けやすい体制を整えます。 <b>指標</b> 特定健康診査受診率（女性・男性）	保険年金課	51

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
C リプロダクティブ・ヘルス／ライツ の啓発	広報誌や展示等を通じて、リプロダクティブ・ヘルス／ ライツに関する情報提供・啓発を行います	市民 協働課	52
	小中学校において、カリキュラムに応じて、各年代に適 切な性教育を行います。	学校 教育課	53
D 性犯罪・性暴力の防止	「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴 力はあってはならないものであり、悪いのは加害者であ る」という意識を醸成するため、広報誌や展示等啓発を 行います。また、性犯罪・性暴力に関するワンストップ 支援センターの周知を行います。	市民 協働課	54
	防犯カメラの増設や地域ボランティア等による防犯活動 を支援し、性犯罪防止に取り組みます。  <b>指標</b> 防犯カメラ設置台数	防災 交通課	55

**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)**:1994年(平成6年)の「国際人口開発会議」で、「女性の健康」という視点から、月経、避妊、中絶、婦人科の疾患、出産など、女性の性と生殖に関わるすべてをとらえ直す新しい概念として提唱された。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

**性犯罪・性暴力に関するワンストップ支援センター**:性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から、医師による心身の治療、相談・カウンセリングなどの心理的支援、捜査関連の支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する(当該支援を行っている関係機関・団体につなぐことを含む。)ことにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することなどを目的として設置されたもの。

## ② さまざまな社会的困難を抱えている人の支援

社会の中でおかれた状況の違いなどを背景に、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすく、その影響を断ち切るためには支援が必要です。また、ひとり親家庭、高齢者や若年層、障害のある人などで社会的困難に直面している場合、性別に起因する社会的困難と複合し、さらなる困難を抱えることがあることを理解した支援を行う必要があります。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A ジェンダー平等の視点を取り入れたひとり親に対する支援	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立支援の相談を行うとともに、ひとり親家庭の生活の安定及び向上を図るため、専門家による家計管理に関する講習会等を実施します。また、ひとり親家庭の経済的自立に役立つ資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金等を支給します。 <b>指標</b> 自立支援教育訓練給付金受給者数（全体・女性）	子育て支援課	56
	ひとり親家庭等医療費助成を行います。	保険年金課	57
B ジェンダー平等の視点を取り入れた高齢者への支援	ジェンダーについても意識した高齢者への生活支援やサービス提供がされるよう啓発を行います。	地域福祉課	58
C ジェンダー平等の視点を取り入れた障害者への支援	ジェンダーについても意識した障害のある人への生活支援やサービス提供がされるよう啓発を行います。	地域福祉課	59
D ジェンダー平等の視点を取り入れた支援につながりにくい人への対策	自殺予防・引きこもりの対策においては、ジェンダーについても意識し、対策を推進します。	地域福祉課	60
	「おたっしやハウス」「コミュニティサロン」等高齢期の健康づくり支援事業への男性の参加を促進します <b>指標</b> コミュニティサロン会員の男性割合	福祉会館	61

### ③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進

危機的状況下では、少数派が意見を発しにくかったり切り捨てられたり、少数派の人権が軽んじられるような状況に陥りやすくなります。社会のリーダーの多数派である男性が中心となって方針や政策が決まる傾向にある現状においては、女性を含めた少数派の意見を入れられるよう、庁内の連携を密に取るなどし、男女共同参画を推進する必要があります。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A ジェンダー平等の視点を取り入れた平常時の災害への備え	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等を踏まえ、ジェンダー平等の視点を盛り込んだ避難所開設訓練を行うとともに、自主防災組織へ積極的に女性が参画できるよう働きかけを行います。 <b>指標</b> 自主防災組織における女性防災リーダーの育成率	防災 交通課	62
B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援	女性特有の保健衛生・物資の供給への配慮等、備蓄品や設備の充実に努めます。	防災 交通課	63
C 非常時の女性に対する暴力の防止	避難所運営において性犯罪等の暴力を予防する環境を確保します。	防災 交通課	64
	非常時においてもDVや性犯罪・性暴力等を許さない機運づくりを平常時より行うとともに、非常時においても利用可能な相談窓口等の情報収集と提供を行います。	市民 協働課	65

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」：内閣府男女共同参画局が2020年(令和2年)5月に策定した、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドライン。基本的な考え方と、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されている。

## 基本目標Ⅴ ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり(DV防止法市町村基本計画)

### 成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査」に基づきます。

⑬ DVという言葉について、意味・内容を知っている人の割合

現況値：74.5% → 目標値：90.0%

⑭ DVについて、誰にも相談しなかった人の割合

現況値：47.3% → 目標値：40.0%

### ① DV等の防止に関する理解促進

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害です。加害者が振るう身体に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動は、被害者を傷つけ、思考力や気力を萎えさせ、尊厳を奪います。被害を潜在化させないために、また被害を未然に防止するためにも、DV（デートDV含む）などについての正しい知識や被害を受けた際に利用できる相談窓口や制度などの理解を促進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 市民に向けたDV防止理解促進の啓発	DVについての正しい理解促進及びDVを防止するために広報誌やSNS、展示等で情報提供及び啓発を行います。 <b>指標</b> DV防止等に関する啓発回数	市民協働課	66
B DV二次被害防止に向けた庁内対応	市職員にDV防止等に関する研修等を実施し、被害者の情報管理を市職員に徹底するとともに、DVについての認識を深め二次被害防止に努めます。 <b>指標</b> DV防止等に関する市職員研修を受講した市職員数（累計）	市民協働課	67

**デートDV**：同居していない恋人（別れた相手を含む）間の暴力。中高生や大学生など若年カップルにも存在している。根本には、ステレオタイプの男女観、心理的コントロールや性関係強要を愛情表現とする恋愛観などがあるとされる。

## ② DV被害者の支援

DV被害者について、適切な保護を図り自立を支援する必要があります。また、DVと児童虐待が複合している場合もあるため、注意していく必要があります。

被害者が自らの尊厳を取り戻し、自らの力で立ち直っていくために、法改正など国の動向を注視しつつ、庁内で連携を密にし、一体的に取り組みます。また、外部資源を活用しつつ、被害者一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A DV被害の相談先の確保	DV相談、女性相談、法律相談等を実施します。また、外部の相談機関等の情報を広報誌やSNS等を活用し、提供します。 <b>指標</b> 女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談のべ相談件数（全体・相談員よりDV報告あり）	市民協働課	68
	家庭児童相談室において、虐待を伴うDV・面前DV等、子を巻き込んだDV被害者の相談に応じます。 <b>指標</b> 家庭児童相談室におけるDV相談件数	子育て支援課	69
	地域包括支援センター、障害者相談支援センター等関係機関と連携し、高齢者・障害のある人のDV相談に応じます。 <b>指標</b> 高齢者・障害者虐待相談件数（全体・被害女性）	地域福祉課	70
B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援	DV被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票の交付を制限し、DV被害者に関する情報の保護・管理を適切に行います。	市民課	71
C 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施	県女性相談センター、警察等関係機関と協力し、DV被害者の適切な一時保護をします。 <b>指標</b> 県女性相談センターへの一時保護依頼件数	市民協働課	72
D DV被害者を支援するための庁内連携体制の強化	DV被害者支援の体制を整えるため、市民協働課、子育て支援課、地域福祉課を中心とした関係各課のネットワークを充実します。	市民協働課	73
E DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携	公的機関及び民間DV被害者支援団体等と連携し、DV被害者を支援する体制を構築します。	市民協働課	74

**面前DV:**子ども(18歳未満)の目の前で振られるDV。児童虐待防止法(2000年(平成12年)成立)の2004年(平成16年)改正で、心理的虐待のひとつと認定した。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞かして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症することが少なくない。



## 数値目標一覧

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

### 基本目標 I

	項目名	現況値		目標値		担当課	No.
		平成27年度 (2015)	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
①	【市民意識調査】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方について、「どちらかといえば反対」「反対」と答えた人の割合	-	46.1%	55.0%	65.0%		
②	【男女平等意識調査】男の子、女の子と区別せず育てた方がよいと答えた人の割合	29.1%	38.1%	45.0%	50.0%		
③	【市民意識調査】学校教育の場における平等感（学校教育の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	-	58.7%	65.0%	70.0%		
④	【男女平等意識調査】LGBTという言葉の意味・内容を知っている人の割合	-	42.3%	60.0%	70.0%		

	人権に関する啓発回数	-	8回	10回	10回	市民協働課	1
	市内においての人権相談開設回数	6回	12回	12回	12回	市民協働課	2
	人権・男女共同参画情報コーナー図書貸出数	20冊	63冊	80冊	100冊	市民協働課	5
	市職員向け男女共同参画研修参加者数（累計）	167人	372人	200人	400人	市民協働課	9
	人権・男女共同参画研究校（全13校）の指定	2巡目 9校/13校	3巡目 10校/13校	4巡目 13校/13校	6巡目 3校/13校	市民協働課	16
	多様な性に関する啓発実施回数	-	2回	5回	5回	市民協働課	19

<現況値> 平成27年度：平成28年3月31日現在、令和元年度：令和2年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による

## 基本目標Ⅱ

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		平成 27 年度 (2015)	令和元年度 (2019)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)		
⑤	【男女平等意識調査】女性の意見が、市政に反映されていると答えた人の割合（「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合）	37.2%	36.6%	45.0%	50.0%		
⑥	【市民意識調査】地域活動の場における平等感（地域活動の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	-	41.7%	50.0%	55.0%		

	審議会等への女性登用率（地方自治法第 202 条の 3 に基づく）	32.6% ※2016.4.1 現在	33.5%	35.0%	40.0%	市民協働課	22
	女性委員がいる審議会等の割合（地方自治法第 202 条の 3 に基づく）	95.0% ※2016.4.1 現在	91.5%	100%	100%	市民協働課	22
	市一般職員の管理職（主幹級以上）のうち女性の占める割合（保育士除く）	11.4%	21.7%	30.0%	35.0%	人事課	23
	市内小中学校における女性教員の管理職部門（校長・教頭）への登用率	7.7%	22.2%	25.0%	30.0%	学校教育課	24
	市内小中学校における女性教員の主幹・教務・校務主任への登用率	27.6%	37.9%	40.0%	45.0%	学校教育課	24
	女性区長・自治会長の割合	7.3%	12.5%	17.0%	20.0%	市民協働課	25
	家庭教育推進委員会における女性代表割合	-	11.1%	22.2%	22.2%	生涯学習課	26
	市民活動拠点利用登録団体の内、女性が代表者の団体割合	-	-	50%	50%	市民協働課	27
	市民活動拠点利用登録団体の内、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動の登録がある団体数	-	24 団体 ※2020.11.5 現在	27 団体	30 団体	市民協働課	27

<現況値> 平成 27 年度：平成 28 年 3 月 31 日現在、令和元年度：令和 2 年 4 月 1 日現在

<目標値> 令和 7 年度：令和 8 年 4 月 1 日現在、令和 12 年度：令和 13 年 4 月 1 日現在

累計は計画期間内による

基本目標Ⅲ

	項目名	現況値		目標値		担当課	No.
		平成27年度 (2015)	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
⑦	【市民意識調査】職場における平等感（職場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	-	23.9%	30.0%	40.0%		
⑧	【市民意識調査】家庭生活における平等感（家庭生活上で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	-	33.6%	40.0%	50.0%		
⑨	【市民意識調査】日進市は安心して子育てができる環境であると答えた人の割合（「思う」「おおむねそう思う」と答えた人の割合）	66.1%	62.5%	70.0%	75.0%		
⑩	【男女平等意識調査】ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味・内容を知っている人の割合	26.4%	35.7%	50.0%	65.0%		

日進市地域職業相談室を利用した女性就職者数	179人	130人	150人	160人	産業振興課	28
市内の「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	-	4社	9社	14社	産業振興課	32
男性の家庭参画促進講座開催数	3回	1回	2回	2回	市民協働課	34
パパママ教室への男性参加者数	155人	225人	240人	240人	健康課	35
父親向け子育て講座の参加者数	-	323組	400組	450組	子育て支援課	36
市職員の各役職段階における女性職員割合 部長・部次長級（保育士除く）	8.8% ※2016.4.1現在	16.7%	30.0%	35.0%	人事課	38
市職員の各役職段階における女性職員割合 課長級（保育士除く）	20.5% ※2016.4.1現在	24.4%	30.0%	35.0%	人事課	38
市職員の各役職段階における女性職員割合 課長補佐級（保育士除く）	23.1% ※2016.4.1現在	31.7%	35.0%	40.0%	人事課	38
市職員の各役職段階における女性職員割合 係長級（保育士除く）	37.7% ※2016.4.1現在	39.0%	40.0%	40.0%	人事課	38

項目名	現況値		目標値		担当課	No.
	平成27年度 (2015)	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
市職員の各役職段階における女性職員割合 主事・主任級 (保育士除く)	46.6%	46.1%	50.0%	50.0%	人事課	38
保育園定員数	1,840 人	1,977 人	2,102 人	2,102 人	こども課	39
放課後児童クラブ定員数	619人	944人	1,085 人	1,145 人	子育て 支援課	40
主な介護者の男性割合	-	31.7%	32.7%	33.2%	地域福祉課	42
介護講座参加者の男性割合	20.5%	31.8%	35.0%	40.0%	地域福祉課	42
市男性職員の育児休業取得率	0%	11.1%	30.0%	35.0%	人事課	43
市男性職員の子の出生時における特別休暇取得率	87.5%	88.9%	100%	100%	人事課	43
市内のファミリー・フレンドリー企業登録数	-	11社	16社	21社	産業振興課	44
年間360時間以上時間外勤務を行う市職員数	27人	16人	0人	0人	人事課	47

<現況値> 平成27年度：平成28年3月31日現在、令和元年度：令和2年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による

基本目標Ⅳ

	項目名	現況値		目標値		担当課	No.
		平成27年度 (2015)	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
⑪	【男女平等意識調査】「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（女性）	69.4%	68.3%	70.0%	80.0%		
⑫	【男女平等意識調査】「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（男性）	53.4%	55.0%	60.0%	70.0%		

	妊産婦健診受診率	89.9%	90.6%	95.0%	95.0%	健康課	48
	女性特有のがん検診受診率（乳がん）	35.8%	35.2%	50.0%	50.0%	健康課	49
	女性特有のがん検診受診率（子宮がん）	42.4%	38.7%	50.0%	50.0%	健康課	49
	骨粗しょう症検診の受診者数	660人	671人	680人	680人	健康課	49
	特定健康診査受診率（女性）	46.3%	47.7%	60.0%	60.0%	保険年金課	51
	特定健康診査受診率（男性）	41.9%	42.6%	60.0%	60.0%	保険年金課	51
	防犯カメラ設置台数	32台	88台	178台	253台	防災交通課	55
	自立支援教育訓練給付金受給者数（全体）	4人	1人	6人	9人	子育て支援課	56
	自立支援教育訓練給付金受給者数（女性）	4人	1人	4人	6人	子育て支援課	56
	コミュニティサロン会員の男性割合	5.4%	9.1%	10.8%	13.5%	福社会館	61
	自主防災組織における女性防災リーダーの育成率（にっしん女性防災人材育成事業交付金利用者数（累計）/地域防災組織数）	37.1%	73.7%	85.0%	100%	防災交通課	62

<現況値> 平成27年度：平成28年3月31日現在、令和元年度：令和2年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による

基本目標V

	項目名	現況値		目標値		担当課	No.
		平成27年度 (2015)	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
⑬	【男女平等意識調査】DVという言葉について、意味・内容を知っている人の割合	80.5%	74.5%	85.0%	90.0%		
⑭	【男女平等意識調査】DVについて、誰にも相談しなかった人の割合	50.1%	47.3%	45.0%	40.0%		

	DV防止等に関する啓発回数	-	6回	7回	7回	市民協働課	66
	DV防止等に関する市職員研修を受講した職員数（累計）	145人	239人	150人	300人	市民協働課	67
	女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談のべ相談件数	132件	147件	数値を 把握し 暴力の 根絶に つなげる		市民協働課	68
	女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談の内、相談員よりDVを含むと報告があった件数	10件	63件			市民協働課	68
	家庭児童相談室におけるDV相談件数	101件	38件			子育て支援課	69
	高齢者・障害者虐待相談件数（全体）	27件	8件			地域福祉課	70
	高齢者・障害者虐待相談件数（被害女性）	22件	7件			地域福祉課	70
	県女性相談センターへの一時保護依頼件数	-	0件			市民協働課	72

<現況値> 平成27年度：平成28年3月31日現在、令和元年度：令和2年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による